

共同声明(仮訳)

第61回日米財界人会議

日米経済協議会／米日経済協議会

東京

2024年10月10日-11日

日米経済協議会及び米日経済協議会(以下「両協議会」)のメンバーは、10月10日、11日の両日、ワシントンDCにおいて第61回日米財界人会議を開催した。

両協議会には、デジタル・エコノミー、金融サービスからエネルギー・インフラ、ヘルスケア・イノベーション、旅行・観光・交通の分野など、日米両国の136の企業が加盟している。

2024年4月にジョー・バイデン大統領と岸田文雄首相との間で行われた歴史的な首脳会談や、日米経済政策協議委員会(経済版「2+2」)、日米商務・産業パートナーシップ(JUCIP)の取り組みを経て、日米のパートナーシップは新時代に入った。両国間の信頼関係はかつてないほど高まっている。

2024年の会議では、日米両国の経済界のリーダーが一堂に会し、気候変動やエネルギー安全保障に対する現実的で効果的なアクション、半導体サプライチェーンの強靱化、AIにおけるイノベーションと適切なガバナンスの促進、ヘルスケア分野におけるイノベーションの促進、そしてすべての分野における強固な労働力と人材パイプラインの確保に向けた取り組みの強化などの課題や機会について共通の見解を共有した。

両協議会はまた、新興国の市場を含む第三国市場においてさらに日米両国の協力を強化すべきであると考える。これにより、より強靱で持続可能な、多様で包摂的な社会を醸成し、より透明性の高いルールに基づく国際経済秩序を促進することができる。

これらの目的達成に向けて、両協議会は以下の事項を約束した。

1. 米国および日本の重要かつ台頭しつつある技術分野での先進性を確固たるものとするべく、半導体、大規模言語モデル、量子コンピューティングにおける基礎科学および研究開発への支援を増進させることを両国政府に求める

日米両国は半導体、AI、および量子コンピューティングの開発および実装における世界的なリーダーである。この優位性

を維持するためには、先進的な半導体チップやそれを利用して実行されるより複雑なAIモデル、そして従来の計算機の能力が及ばない問題解決のための計算力の研究開発に対する持続的かつ自発的な政策支援と投資が求められる。また、プライバシーや誤情報、著作権、雇用の喪失といったAIの利用に伴うリスクへの対応に関する研究も必要である。したがって、両協議会は以下の事項を両国政府へ提言する。

- 次世代半導体、AIモデル、量子コンピューティングおよび量子通信、そしてAIを基盤とした技術の責任ある効率的な普及を実現するために対応が必要なガバナンス及び法的な課題に対する研究開発および製造における両国官民連携を強化する。
- 調達先(重要鉱物を含む)の多様化、化学物質を含む必要不可欠な原材料へのアクセスを確保するための軽度の規制システム、及び生産拠点の最適配置のための企業の意思決定の支援を含め、強靱な半導体サプライチェーンを構築するための近年の取り組みを維持する。
- AIの発達に関連して出現するリスクに対応するため、特に重要インフラの防護に関する日米の官民連携を強化することを通じ、サイバーセキュリティの技術面および投資面を強化する。
- 政府は、相互接続されたAIモデルを使ってイノベーション、価値、生産性の向上を提供しようとする民間企業の取り組みを認識し、AIに対する規制はリスクに基づく手法を採用し、不必要な規制を行わない
- 高密度集積化、光電融合、シリコンカーバイド半導体材料やパワーデバイスなどの次世代技術の革新を促進するための日米両国の官民協力を強化する。
- 将来の優位性のある技術分野を特定し、日米双方の優位性を育むような戦略を策定し、将来の競争力と安全に必須の基礎技術(半導体、AI、量子コンピューティング等)の輸出に関する政策と規制についての調整。
- 特にクラウド制御システム、更新可能なソフトウェア、仮想化ハードウェアの使用が増加していることを踏まえ、重要システムや必須サービスを稼働させるテクノロジーが信頼できる提供元から提供されるべきことを確認し、AIを活用することでデジタルレジリエンスとオブザーバビリティを向上させ、重要システムを保護する人間の能力を高める

2. インド太平洋地域におけるエネルギー安全保障を促進し、カーボンニュートラルに向けた現実的なエネルギートランジションのための両国政府の連携強化を奨励する

生成AIやデータセンターの拡大等の技術の急速な進歩により、増大する需要を満たすためのエネルギー安定供給が喫緊の課題となっている。同時に、カーボンニュートラルの実現に向けた国際協力は依然として最優先課題である。両国の経済界は、いわゆるエネルギーのトリレンマ(エネルギー安全保障、エネルギーへの公平なアクセス、持続可能な地球環境の確保)に対して具体的なアクションプランと共に現実的な解決策の採用を促進すべきである。こうした点を踏まえ、両協議会は以下の事項を両国政府へ提言する。

- 規制当局は各地域・産業固有のニーズを認識し配慮しつつ、温室効果ガス(GHG)の客観的かつ経済合理的な削減数値に焦点を当てながら、現実的なエネルギートランジションを推進する技術中立的なプログラムを促進し、再生可能エネルギー(太陽光・風力・水力・地熱)、LNG、水素混焼、アンモニア混焼、原子力、バイオマス等、現在利用可能で高信頼な発電源を用いたエネルギーミックスを推進する。
- 天然ガス供給者が、検証可能な商品の炭素排出量を基準に競争することを可能にするため、天然ガスのライフサイクルにおけるメタン、二酸化炭素およびその他の温室効果ガスの排出に関する国際的に比較可能で信頼性のある情報の整備を目的とした米国エネルギー省の測定・監視・報告・検証(MMRV)作業部会を高度化し推進する。
- 2050年までにカーボンニュートラルを達成するため、炭素回収・利用・貯蔵(CCUS)、小型軽水炉(SMR)等の革新的な原子炉、送電網の有効活用、再生可能エネルギーおよびゼロ・エミッション技術、持続可能な航空燃料(SAF)の効率的な生産などの技術革新を促進するため、日米両国およびその他の同志国との間で、関連産業に対する財務的・非財務的な政策支援を強化する。
- eメタン(合成メタン)、e-fuel(合成燃料)等のカーボンリサイクル商品を促進し、CO₂のダブルカウントを防ぐ基本合意書(LOI)を締結する企業の取り組みを支援する。
- 新興国におけるトランジション・ファイナンスの提供およびエネルギー・インフラの整備について、各国の状況に応じて適切に推進する。
- デジタル技術を活用することで送電網の運用を現代化し、様々なエネルギー源をより効果的に統合できるよう官民の連携を強化する。

3. 医療・福祉を支える医療品のイノベーション促進と安定供給の確保に向けた政府の取組みを奨励する

高齢化と経済格差の拡大という課題に直面している日米両国において、利用し易い高度な医療・介護サービスの提供は、国民のウェルビーイングを確保するために基本的に必要なことである。

両国は、デジタル技術による利便性や効率性の向上を図るとともに、医薬品の安定供給や患者の高度医療へのアクセスを確保するための協力を促進することが非常に重要である。こうした点から、両協議会は以下の事項を両国政府へ提言する

- 医療・介護のイノベーションの促進に向けた日米両国の政府機関間の連携を強化する。
- 医薬品・医療機器の弾力的かつ安全な供給に向けた、原材料を含めたサプライチェーンの多様化に協力する。
- 医療・介護データの効率的な活用のためのルール策定や基盤の構築を行う。
- 投資拡大と新しい治療法・技術への患者の早期アクセスを促すため、製品価値を適正に評価し、予見性を高める薬価制度の改革を含め、日本のバイオ医薬品業界のインセンティブを強化する。これにより薬品開発のイノベーション全般および再生医療、細胞・遺伝子治療、デジタル・セラピューティクス等の大きな需要があるが未対応の革新的な治療法への投資の継続を保証する
- 安全で効果的な医薬品・医療機器を迅速に承認するための規制の調和を推進する

4. 企業が高品質な労働者を効果的に採用、訓練、維持できるよう、予見可能性を確保した支援的な規制環境を整備する

両協議会は、両国政府に対し、民間部門と協力して、労働者が最新のスキルを習得できるよう、また両国のビザ要件と割当について、労働力不足が最も深刻な部門のニーズを反映することを求める。したがって、両協議会は両国政府に以下を提言する

- 民間部門と定期的に労働力の課題について議論し、このデータを労働力訓練イニシアチブやプログラムに反映させ、民間セクターにおける多様性・包括性推進の取り組みを支援する
- 求職者が現代の労働力ニーズに対応できるよう、中小企業の従業員および非正規労働者に配慮しながら、再教育のための助成金やその他の政策支援を提供する。
- 特に旅行、観光、交通(TTT)部門における特有の課題を認識し、これらの産業が必要な時に人材にアクセスできるよう政策を策定する
- 社会を支える第一線の労働者(交通、物流、ホスピタリティサービス、ヘルスケア、建設、警備、等)の生産性向上と待遇改善を推進し、ベストプラクティスを共有する

5. 共通の課題に対処し、世界経済を強化する上で、金融サービス分野が担う役割を強化する

両協議会は、健全な金融システムの成長支援、持続可能な社会の実現、金融における国際協力の推進、デジタル金融イノベーションの促進、明るい未来の確保に向けた両国政府の努力を支持する。よって、両協議会は、両国政府に対し、以下を提言する

- 民間資本の最大限かつ健全な活用に向けて、規制の一貫性や公平な競争条件、国際合意に基づく最終化されたBasel IIIフレームワークの導入を志向する。
- 国際開発金融機関とのサステナブルファイナンスやブレンデッドファイナンスの推進、および新興国におけるプロテクションギャップの低減など、脱炭素および金融包摂を支援する取組みを奨励する。
- 中小企業の金融ニーズに細心の注意を払い、そのニーズに合わせた規制の適応を行う。
- デジタル資産、データコネクティビティやAIなどの分野におけるデジタル金融イノベーションを推進する。
- 日本が国際金融センターおよび資産運用立国として発展するための支援政策を追求する。また、両協議会は、日本の「資産運用立国実現プラン」を支持する。

6. インド太平洋地域などの多国間協力の勢いを加速する

自由で開かれたインド太平洋(FOIP)を推進する上での日米のリーダーシップを強化するため、両協議会は以下の事項を

両国政府へ提言する。

(1) 地域内の他国とのパートナーシップを確固たるものにする

- 法の支配に基づき、それぞれの国や地域の文化を尊重しながら、インド太平洋地域の繁栄を共有するためのパートナーシップを構築する。
- 新興国にさらなる繁栄をもたらす日米民間部門の連携やパートナーシップを支援する。

(2) 質の高いインフラ投資の強化

- 質の高いインフラ投資のためのG20原則などの投資ガバナンスの確保に基づき、グローバル・インフラ投資パートナーシップ(PGII)などの国際的な枠組みを通じた投資を促進する。
- 相互利益に基づく健全な第三国へのインフラ投資に向けた国際的な原則に準拠する。

(3) 自由で開かれた国際経済秩序の維持・強化

- 両国間の自由で開かれた海外直接投資に対する日米両政府の支持を再確認する
- 投資の審査は国家安全保障の懸念に限定し、ルールに基づき公正に運用することで透明性を高め、友好国間のさらなる投資を促進する
- 経済の弾力性を達成し自由で開かれたインド太平洋を促進するための手段として、IPEFやCPTPPといった貿易自由化協定の重要性を認識する
- 蔓延する有害な産業補助金、あらゆる形態の強制的な技術移転や知的財産権の濫用等、貿易や市場を歪める行為・措置に対処するための日米両国の協力を強化する。
- 防衛、半導体、脱炭素化技術、医療品などを含む優先製造分野における不可欠な原材料の安全な確保に向けた科学的根拠に基づくリスクベースの規制を確実にするための日米協力を通じた、EUを含む主要貿易相手国との強固なサプライチェーンの強靱性確保に向けた両国共同の取り組みの連携を強化する。
- 両国及びインド太平洋地域諸国との協力により経済的威圧に対処する。
- OECDのDFFT専門家コミュニティやIPEFのような枠組みにおけるルール作りや、データ流通促進に向けた実用的プロジェクト推進を含め、信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)やグローバル越境プライバシールール(CBPR)といった取り組みを通じてインド太平洋地域における経済的な連携強化の基盤となる地域内のデータ流通を推進する。

なお、デジタル・エコノミー、金融サービス、エネルギー・インフラ、ヘルスケア・イノベーション、旅行・観光・交通に関する分野別の提言は、後掲の各章に記載の通りである。



U.S. Chamber of Commerce
International Affairs

U.S.-Japan
Business Council



Digital Economy



2024年4月、ジョー・バイデン大統領と岸田文雄首相は、サイバーセキュリティ、AI、量子、半導体を中心とした重要技術や新興技術に関する日米協力を強化することで合意した。米日経済協議会と日米経済協議会(以下「両協議会」)は、半導体が様々な産業と国家安全保障にとって重要であることを認識しつつ、世界の半導体サプライチェーンを強化するために、二国間および同志国とのより緊密な半導体協力のための共同技術アジェンダを歓迎する。同様に両国の最新の国家安全保障戦略によって証明されているように、国家安全保障に対するサイバーセキュリティの重要性がますます高まっていることを踏まえ、我々は関連する専門家からの意見を取り入れつつ、サイバーセキュリティ・ラベリング・スキームの相互承認のための行動計画を策定する新たなサイバーセキュリティ・ワーキング・グループを設立すると二国間のコミットメントを称賛する。更に日米デジタル貿易協定に明記されているような強力なデジタル貿易ルールの促進や世界のデジタル経済の重要な柱であるデータの自由な流通の促進に引き続き重点を置くべきである。日米両国がデジタル経済を通じたパートナーシップの深化を通じ社会課題に取り組み、またサステナブルな成長を促進する中、我々は両政府が以下の政策提言を検討することを推奨する。

1. 貿易およびデジタル契約における国境を越えたデータフローの法令化

デジタル経済は依然として世界の経済成長の主要な推進力であり、あらゆる規模の組織や産業界の成長はデータの移動に依存している。効率的かつ効果的な国境を越えたデータフローに対するこのニーズは、AIの時代において、また他のイノベーションが出現するにつれて加速するであろう。しかし一部の政府は、データを国内に保持することでセキュリティと保護が向上するという誤った信念に基づいて、データローカライゼーションの政策を追求している。実際には、データローカライゼーションはコンプライアンスコストを増加させ、セキュリティを弱体化させ、サイバーセキュリティの脆弱性の新たな領域を生み出し、グローバルインターネットの開放性とアクセス性を妨げる。

両協議会は、日米両政府に対し、Data Free Flow with Trust(DFFT)イニシアティブや2023年G7デジタルコミットメントの実施など、責任あるデータ管理とサイバーセキュリティに関する共通の原則を推進することにより、世界的なデータローカライゼーションとオープンな越境データ流通を弱体化させる取り組みに対抗するよう要請する。我々は日米両政府が、G20、OECD、APEC、WTOなどの多国間フォーラムにおけるデータの自由な流通を引き続き支持し、APEC越境プライバシールール(CBPR)システムやグローバルCBPRフォーラムやOECD DFFT 専門家コミュニティの下での一連の作業のような確立されたメカニズムを通じて、これらの原則を促進することを強く奨励する。両協議会はバイデン政権に対し、デジタル貿易政策における米国のリーダーシップを回復し、日本などのパートナーと緊密に協力しデータ流通を促進し、国籍に基づく企業への差別的な扱いを防ぐ強力なデジタル貿易ルールの強化を要請する。両協議会は、社会のデジタルトランスフォーメーションを更に推進するためのプライバシーやデータ保護、信頼性などのデジタルガバナンスの重要性をもまた認識しているが、これらの政策目標は我々の貿易義務と整合的であり、それによって妨げられるものではない。

2. 新興技術の利活用促進における日米のリーダーシップの強化

半導体は世界のデジタル化とほぼ全ての産業の動力源として重要な役割を担っており、経済並びに国家安全保障にとって戦略的に重要である。特にチップは高度な情報通信技術(ICT)領域に必要であり、サプライチェーンの確保のために不可欠である。そのため半導体のサプライチェーンの重大な空白を埋めるだけでなく、半導体エコシステム全体のサプライチェーンの強靭性を強化するためにも、日米の緊密な連携が必要となる。日米両国がこの重要技術の開発と保護におけるグローバルリーダーとしての役割を強化しようとする中で、両同盟国は米国商務省、日本の経済産業省、及び両国の民間部門が関与する二国間メカニズムを構築すべきである。このイニシアティブは、2021年4月に開始された日米競争力・強靭性パートナーシップ(CoRe)を基盤とし、インド太平洋経済枠組み(IPEF)の下での多国間のサプライチェーン強化の取り組みを補完するものである。正式な官民対話は両国がサプライチェーンの混乱に備えるのに役立つであろう。この定期的意見交換の一環として、両協議会

は両国政府がそれぞれの半導体インセンティブ・プログラムを日米両国の企業、また合併事業への開放を継続することを奨励する。さらにこれらのインセンティブ・プログラムは全ての領域の研究開発、設計、および製造について支援する必要がある。

両協議会は両国政府に、日米競争力・強靭性(CoRe)パートナーシップに基づき、実証スキームと共同開発の実行を通して、量子コンピューター、量子安全通信、量子ネットワークの領域を含む最先端の量子技術の社会実装を加速させるよう求める。さらに、我々は両国が公正でルールに基づいた標準開発プロセスを特定・保護、また量子技術に必要な重要な材料のサプライチェーンを確保し、量子技術を含む先端・重要技術の鍵となる標準の策定プロセスへの産業界の能力を強化するためのアプローチを確立することが重要であると考えている。

3. 信頼できるAIの推進と21世紀型デジタルスキルによる労働力の強化

技術革新は急激に進歩しており、強靭で効率的な社会を実現すると共に経済活動の生産性を向上させるため、消費者向けのみならず産業用途 AI の開発と活用もまた重要である。技術による社会的利益を最大化するためには人間中心の信頼性の高い AI の開発もまた不可欠だ。AI 規制に関する議論が世界的に進む中、両協議会は AI をグローバルに適切に活用するためのルールや基準の相互運用性を確保しつつ、急速な技術革新に対応する AI ガバナンスを確保することの重要性を認識している。我々は、日米両政府が、産業界を含む関連する利害関係者と協力しつつ、これらの目標の達成を主導することを求める。この目的のため、両協議会は広島 AI プロセスを一層前進させ、日米の AI 安全機関間の協力を強化するという首脳のコミットメントを歓迎する。我々は信頼を確立することが、AI を成功裏にまた安全に展開するための基盤であると考えている。我々は日米両政府が、信頼できるベンダーの利用を可能とし、信頼できる企業を支援し、そして信頼できる政府を構築するための実践に向けて取り組むことを奨励する。

さらに、AI エコシステムのすべての関係者が AI の責任ある開発と使用を確保するためには、国際的に認められた基準とフレームワークに基づいた、AI ガバナンスに対する透明性のあるマルチステークホルダー・アプローチを支持することが不可欠である。これには、AI の原則と実装の間の乖離を埋めることができる自主的な基準、フレームワーク、および行動規範の開発が含まれる。マルチステークホルダー・イニシアチブは乖離を特定し、AI の参加者を動員し対処する上で最も可能性が高いものである。米国立標準技術研究所(NIST)の人工知能リスク管理フレームワーク(以下「AI RMF」)と日本の経済産業省(METI)の AI ガバナンスフレームワークは、アジャイルガバナンス、リスクベースのアプローチ、安全性、透明性、説明責任の促進に共通の重点を置き、イノベーションを促進し、両者がより広範な示唆と適用に適したモデルを作ることで、AI ガバナンスの二国間相互運用性を調和するための優れた基盤を提供する。我々は本年 2 月の日本政府による AISI(AI セーフティ・インスティテュート)の発足を歓迎すると共に、両国の AIS 間の連携を強化し、相互運用可能な AI 安全性評価の確立に向け協力を加速することを要請する。

企業が従業員の AI に関する能力向上を検討する中、特に日本では基本的なデジタルスキルと専門的なトレーニングで労働力を強化することが急務となっている。公共部門と民間部門の双方が、労働者の移行を容易にし、企業が訓練に投資するインセンティブを向上させるのに有益なプログラムに投資すべきである。また教育システムは、K-12(幼稚園から高校まで)と高等教育システムの双方において、AI および機械学習システムを開発するためのより良い準備をすべく、政策改革を通じて調整していく必要がある。そして以上の努力を通じて、デジタルディバイドにも対処していくべきである。企業が国境を越えて成功するためには、企業がグローバルな熟練した労働力にアクセスできることが重要であるため、政府と産業界の協力は不可欠である。さらに両国政府は、経済と社会全体での AI のイノベーションと利益に関する国民の意識を高め、日常生活で AI を最大限に活用する方法を国民がよりよく理解できるよう支援する必要がある。AI 技術を利用する際には、考案者や所有者の知的財産権を尊重し、保護することが重要である。政府は、特許、商標、著作権などを通じて、AI に関する知的財産の保護と執行を完全に尊重することを保証する明確で予測可能な基準を提供する必要がある。

AI やその他の技術は、既存技術のより効率的な運用を可能にすることで、気候強靭性とグリーントランジションの後押しのためにも活用できる。例えば、AI モデルはグリッド管理により正確な需要予測を提供することで、電力グリッドのバランスを改善することができる。一方で両協議会は、データセンターが環境へ与える影響を注意深く思料しながら、新規および既存のエネルギー供給者と協力して電力需要を満たすことにより、データセンターのエネルギーイノベーションが推進されるであろう可能性を認識している。高密度集積化、光電融合、シリコンカーバイト材料、パワーデバイスなどを含む次世代半導体技術、優れた

冷却水の考え方、エネルギー管理などの省エネイノベーションを通じてデータセンターのエネルギー効率を最適化することは、AIによる持続可能な開発目標を達成するために不可欠である。

4. 強靱で信頼できる次世代ICTインフラを整備・推進

両協議会は、安全で信頼性の高い次世代通信インフラが、無線インフラのデジタル化を加速させることで、あらゆる産業にイノベーションと新たな機会をもたらすと確信している。我々は、両政府が光ファイバー、無線、固定無線、衛星などの通信インフラを進歩させるために、上記全てのソリューションを模索すべきだと考える。

また我々は、信頼できるベンダーの選択肢とサプライチェーンの多様化を拡大するため、無線領域におけるオープンで相互運用可能なアーキテクチャが経済安全保障を強化するために有益であると考えます。我々は 2021 年 5 月に開始された日米グローバル・デジタル連結性パートナーシップに基づき、引き続き両国政府が、無線アクセスネットワーク(RANs) や光伝送、ネットワークマネジメントを含め、国内外においてバーチャルでオープン、相互運用可能で標準ベースのネットワーク・ソリューションの開発と任意的採用を加速する、明確、安全且つ信頼できる情報通信技術(ICT) 5G 技術の公共政策の確立を継続することを求める。5G の次世代無線通信技術である 6G においても両国間の協力を強化することが重要だ。民間部門が 6G の開発を牽引する一方で、両国政府は研究開発、二国間および多国間の協力、規格開発を通じて 6G の将来を実現する上で重要な役割を果たすことができる。

さらに正当な周波数帯政策は両国政府の主要な目標であるべきだ。正当な周波数政策はビジネス界とその消費者にとって、また国家と国土の安全保障、雇用創出、経済成長などの重要な国家目標を達成するために不可欠である。両国政府は、全ての周波数アクセスモデルを考慮し、長期的な周波数計画、周波数研究開発への投資、各政府間の周波数政策の調整を確保する最新の周波数計画の構築に焦点を当てるべきである。

最後に我々は、研究、開発、テスト、実装向け投資コミットメントを遂行することで、両国政府がこれらの技術の採用を加速させるためのイニシアティブを取ることを引き続き推奨する。我々は、情報通信ネットワーク全体の信頼性と強靱性を強化するには、地上系のみならず、非地上系ネットワーク、海底ケーブル等で構成される複層的なネットワークを開発、展開、維持することが重要であると認識する。その観点から、(海洋横断海底ケーブルなどの)国際通信インフラを含む信頼性の高い強靱なネットワークを構築しグローバルな接続性を強化するため、引き続き両国政府がグローバルサウス含む同志国との連携を強化することを求める。我々は標準開発組織への積極的かつ強固な参加を通じて次世代の基盤技術(チップ開発、量子、AI 等)の進歩を促進するために、同志国の政府間で協調することを奨励する。

5. 安全で安心なインフラ展開のためのサイバーセキュリティの活用

両協議会は、特に重要インフラに関する効果的なサイバーセキュリティリスク管理が、両国の経済及び国家安全保障にとって重要であると認識している。サイバーセキュリティへの脅威の進化と頻度や巧妙さが増していることを考えると、デジタル技術を使用しインフラの強靱性を強化することがリスク管理の鍵となる。更に両協議会は、サイバーリスクの管理には規範的な規制よりもリスクベースのアプローチの方が効果的であると認識している。従い我々は両国政府が安全性とイノベーションの必要性のバランスを取りつつ国境を越えた価値創造を最大化するための規制と基準の調和を確保しながら、現在及び将来のサイバー規制について議論することを奨励する。製造業者がサポートを停止した旧式のデジタル機器の使用には、重要なネットワークや情報システムにセキュリティリスクを生じさせるリスクがある。両国政府は、重要インフラの所有者や運営者に対する、これらの該当機器がサポート対象のライフサイクルを超えている際のリスクに関する対処方法につき検討すべきである。

米国と日本が政府、重要インフラ、サプライチェーン全体でサイバーセキュリティを強化するための措置を講じる中、サイバーセキュリティへのアプローチは、企業が長期的にセキュリティを強化するために活用できる、セクター全体に関連する国際的に認められたサイバーリスク管理フレームワークを遵守する必要がある。進化するベストプラクティスと、NIST サイバーセキュリティフレームワークなどの世界的に認められた標準により、産業界が進化するサイバー脅威に対抗できるようにすることで、より柔軟で最新のリスクベースのサイバーセキュリティアプローチが可能になる。さらにサイバーセキュリティ能力向上の不可欠な要因であるクラウドと AI の利用増加、また国家と重要産業の間でサイバーセキュリティの脆弱性と脅威の情報を迅速に共有できるようにすることが、サイバー能力とレジリエンスを強化するための鍵となる。サイバー政策立案に対するより整合性のある国際的なアプローチにより、サイバーセキュリティ能力を強化してグローバルサプライチェーンに統合する必要がある中小企業のプロセスも合理化される。両協議会は日米両政府が G7 とグローバルサウスにおいて、重要インフラのサイバーセキュ

リテリの強化をリードするよう要請する。

国際的なアプローチには、IoT のサイバーセキュリティラベリング制度の相互承認に向けた継続的な取り組みや、安全な IoT とソフトウェア開発に向けた政策の相互運用性を確保するためのセキュアソフトウェア開発フレームワーク(SSDF)とソフトウェア部品表(SBOM)の主要要素に関する合意が含まれるべきである。

我々は、両政府に対し WTO の電子商取引に関する共同イニシアティブや IPEF の貿易の柱を含む、日米デジタル貿易協定のサイバーセキュリティに関する条項を将来の貿易協定に含めることを奨励する。



U.S. Chamber of Commerce
International Affairs

U.S.-Japan
Business Council



Energy and Infrastructure



各国産業界と政府は、増大するエネルギー需要への対応とカーボンニュートラルに向けた温室効果ガス排出量削減への取り組みを強化してきた。他方、予測不可能な地政学リスクの高まりを受け、各国ではエネルギー安全保障を重視する政策を打ち出している。

また、生成 AI 技術の発展やデータセンターの増大に伴う膨大なエネルギー需要に対する安定供給も急務となっている。エネルギー供給の強靭性を高めるとともに、サプライチェーン全体を通じてエネルギートランジションを実現することが重要である。

日米経済協議会及び米日経済協議会（以下「両協議会」）は、持続可能な電力セクターの実現と、安価で信頼できる安定したエネルギー供給を先進国と途上国の双方が確保できる安定的で責任ある国際システムの促進に向けて、日米両国が中心的な役割を引き続き果たさなければならないと考える。

カーボンニュートラルの実現とエネルギー安全保障の強化には、生産、送電網、省エネを含む包括的なコンセプト設計に加え、持続可能なエネルギートランジションを進めるための現実的な政策について、慎重な計画と国際的な協力が必要である。国によって有する資源、エネルギートランジションのフェーズも異なっており、安定的なエネルギー供給を伴うエネルギートランジション実現に対する万能なアプローチは存在せず、各国一律でのトランジションも現実的ではない。バランスの取れたエネルギートランジションを可能にするための解決策を打ち出し、実行しなければならない。

加えて、両協議会は、自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) 実現に向けて、引き続きインド太平洋地域における協力を尽力する。そして、東南アジア諸国を自由で開かれたインド太平洋実現のための重要なステークホルダーと認識する。

1. エネルギー安全保障強化に向けた継続的取り組み

両協議会は、日米両政府がエネルギー安全保障対話を継続し、昨年民間セクターとの官民対話を開催したことを歓迎する。不安定なエネルギー価格、資源を巡る国家間競争等、今日のエネルギー安全保障を取り巻く不確実な状況を踏まえると、これらの対話を継続することは、安定性と予見性を高める意味で非常に重要である。

また両協議会は、天然ガスと液化天然ガス(LNG)が、各国が石炭への依存を再考し、経済成長と脱炭素化の目標に向けて取り組む上で、重要な役割を果たしており、今後も果たすであろうと認識する。2024年のG7コミュニ

ケにおいても、「LNGの供給の増加が果たすことのできる重要な役割を強調するとともに、ガス部門への投資が、現下の危機及びこの危機により引き起こされ得る将来的なガス市場の不足に対応するために、適切であり得ることを認識する。現在の危機への対応として、また昨今の危機によって引き起こされる潜在的なガス市場の供給不足に対処するため、この分野への投資が適切でありうることを認める」と記載されており、認識を同じくするところである。

国際エネルギー機関(IEA)やその他のエネルギー予測機関が、バックアップ電源としてだけでなく、再生可能エネルギー重視のエネルギーミックスへの道を切り開く上でも、天然ガスが果たすべき役割を考えているように、LNGは短期的だけでなく、長期的にも重要であり続けるだろう。特に、増大する需要を満たすのに十分な低炭素エネルギー源を持たない国々にとっては重要である。2023年にドバイで開催された国連気候変動会議(COP28)の最終合意文書には、「移行燃料は、エネルギー安全保障を確保しつつ、エネルギー転換を促進する役割を果たしうることを認識する」という文言が盛り込まれており、排出削減における天然ガスの役割を支持する明確なシグナルとなっている。

一方、メタン排出量の測定と報告における一貫性と透明性の欠如は、LNG市場に課題をもたらしている。両協議会は、米国エネルギー省の測定・監視・報告・検証(MMRV)作業部会の活動を支持する。本作業部会は、天然ガス製品の炭素排出量を証明するための国際的に認められた基準を作成することを目的としている。この規格は、LNG供給企業が競合他社よりも検証可能な低排出量に基づいて競争するための重要な一歩であり、バリューチェーン全体で排出量を削減する新たな機会を開くものである。

天然ガスのバリューチェーン全体を通じて排出量とカーボンインテンシティに対処することは、エネルギー安全保障を確保し、各プロジェクトを推進しようとする政府、投資家、オフテイカー、サプライヤーにとって重要な優先事項である。両協議会は、2022年5月に日米閣僚レベルのエネルギー対話として設立され、これまでにCO₂回収・利用・貯蔵(CCUS)、炭素リサイクル、原子力エネルギーに関する知見共有を行う日米クリーンエネルギー・エネルギー安全保障イニシアティブ(CEESI)の更なる進展を支援する。

両協議会は、日米両政府に対し、エネルギー安全保障強化とエネルギーの安定供給に向けて、以下取り組みを検討するよう要請する。

- インド太平洋地域への米国産 LNG の輸出能力と効率を高めるインフラの開発と建設を支援し、同時に同地域におけるクリーン・エネルギー技術の展開を加速させること
- 天然ガスのライフサイクルに伴うメタン、二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排出量について、国際的に比較可能で信頼できる情報を作成することを目的とする米国エネルギー省の測定・監視・報告・検証(MMRV)作業部会について、天然ガス事業者が、自社製品の炭素排出量が少ないという検証可能な主張に基づいて競争できるように作業部会の活動を発展・加速させること
- 同志国間で政府の枠組みを通じてエネルギー供給を拡大し、単一の供給源に依存するのではなく、サプライチェーンとエネルギー源を多様化するためのエネルギーインフラへの投資を支援すること

- 原子力の利用を拡大し、より安全な次世代炉を推進することで、安全で強靱性の高いグリーンなベースロード電源の重要供給源として、エネルギー安全保障の強化に貢献すること
- エネルギー安全保障に関する日米の二国間パートナーシップを強化する日米エネルギー安全保障対話を継続し、官民の意見交換と協働を実現するため、関係する民間セクターとの官民対話を継続すること
- バリューチェーンにおけるメタン排出削減に向けて、買い手と生産者が主導するメタン排出削減イニシアチブである「Coalition for LNG Emission Abatement toward Net-zero (CLEAN)」の活動を強化すること
- 低炭素水素とCO₂回収ソリューションの拡大を通じて、カーボンインテンシティの管理と低減に向けた議論を推進すること。各国は、自国のエネルギー・経済状況を考慮し、低炭素水素の生産・輸入・消費におけるカーボンインテンシティ目標を設定し、脱炭素化を推進すること。

2. 持続可能なエネルギートランジションに向けたスキームの整備

両協議会は、エネルギートランジションは、ただ化石燃料を減らし、再生可能エネルギーに切り替えればよいという単純なものではないと認識する。脱炭素化と各国の安全で安価で安定したエネルギー供給の両立が求められている。各国・地域の脱炭素の在り方や法令、規制は異なっており、カーボンニュートラル社会実現に向けた段階的なアプローチが必要である。

今日、太陽光、風力、地熱、水力発電等の再生可能エネルギーの活用に加え、eメタン／合成天然ガス、バイオガス、CO₂回収、原子力、蓄電池、低炭素水素、アンモニア等、さまざまなソリューションが利用可能である。技術開発と技術革新は、これらソリューションの採用を拡大するために不可欠である。しかし、これらのソリューションを活用する実際のプロジェクトの数を増やすためには、民間側にも公正なリターンが必要であろう。限られたインセンティブと支援だけでは、プロジェクト開発側が大規模プロジェクトに資本を投入するのは困難な現実がある。

両協議会は、再生可能エネルギーの導入とエネルギーの安定供給という目標の達成に向けて、送電網とエネルギーインフラを拡大・近代化する必要性を認識しており、送電網への投資を促進する手段を模索し、送電網近代化のベスト・プラクティスを共有することを期待している。

両協議会はまた、日米両政府が米国のインフレ抑制法(IRA)と日本のGX推進戦略のシナジー強化に関する閣僚政策対話を開始したことを歓迎する。これらシナジーは、両国の電力セクターを脱炭素化し、強靱性の低いエネルギー供給への依存度を減らすための重要な考えやアプローチのひとつとなるだろう。本アプローチは、エネルギー供給における柔軟さと廉価性を実現し、産業競争力を高め、脱炭素化と循環性を促進し、経済成長とエネルギー安全保障を強化するものでなければならない。

米国のIRAと日本のGX推進戦略とのシナジー最大化に関する政策対話を通じた、カーボンニュートラル社会の実現に向けた日米の継続的な努力は、この分野における日米協力の新たな核となる。両協議会は、日米両政府に対し、脱炭素化を加速するための以下の取り組みの支援を要請する。

- 日本の経済産業省と米国エネルギー省との間の CCUS／転換・リサイクル、CO₂回収分野における協力に関する覚書の継続的实施を支援すること
- よりクリーンで安定したベースロード電源である天然ガスと、排出量の多い他の燃料からメタノールへの転換に引き続き取り組み、天然ガスと水素の両方を燃焼可能、かつ最終的には水素のみを燃焼可能なガスタービン等の最先端技術の社会実装を拡大すること
- 既存インフラの脱炭素化、産業部門や運輸部門等の所謂 Hard-to-abate セクターの脱炭素化、ブルー水素/アンモニア、合成燃料、SAF 等のよりクリーンな燃料の生産に向けて、CO₂回収・利用・貯蔵 (CCUS) やその他の脱炭素ソリューションに対するインセンティブを活性化すること
- 水素社会の早期実現に向けて、生産から輸送、貯蔵、利用までの水素バリューチェーンの構築、水素、アンモニア、e-メタン/合成天然ガスに関連する技術の結集、日米企業のコンソーシアム発表等、分野横断的な協力を推進すること
- IRA-GX のシナジー最大化に関する政策対話の価値を最大化するため、産業界の知見や課題認識を政府側に共有できるよう、当該政策対話に官民対話の機会も設けること。この官民対話を実現させることで、それぞれの施策の実施時期に関連して、両国の民間セクターが直面するボトルネックや課題解決に取り組み、クリーン・エネルギープロジェクトへの投資に関する日米協力がさらに促進する
- 脱炭素化プロジェクトに必要な投資を呼び込むため、水素・アンモニア製造と CCUS に対する税額控除に関して、インフレ調整条項を IRA に含めること。具体的には、インフレ調整条項の追加(再生可能エネルギーにあるものと同様)や、水素製造に適用される 3 要件(同じ時間帯に同時に大量に製造すること等)の緩和が挙げられる
- カーボンニュートラル社会の実現に向けた日本企業のグローバルな貢献が可視化されるよう、日本企業が米国の脱炭素化プロジェクトに投資した際のカーボンフットプリントを測定し、日本に還元できる枠組みを構築すること
- 各国が CO₂排出量の削減や炭素価格導入に向けた予測可能な政策を立てるため、明確で持続可能なルールに基づくアプローチを確保し、各国間で排出量取引や環境価値取引 (いわゆる相当調整) のためのメカニズムを構築すること

3. プルーフな技術の社会実装の促進

両協議会は、日米両政府が設定した2050年までのカーボンニュートラル目標を達成するためには、秩序あるエネルギートランジションを支える破壊的イノベーションが必要であることを強調する。また、一つの技術だけでこの目標を達成することはできず、利用可能な全ての技術を活用する「全活用戦略 (all-of-the-above approach)」が必要である。

日米両国は、低炭素・ゼロカーボンのエネルギー開発において世界をリードしており、両国政府は、既存技術の導入支援と将来的なソリューションへの研究開発投資を通じて、引き続き世界をリードする政策を推進すべきである。ソリューションを合理的なコストで広く社会実装させることはカーボンニュートラル社会実現に向けた大きな課題である。既存ソリューションの展開と研究開発を同時に支援することで、産業界は既存ソリューション

を展開、検討、評価、反復し、次のブレークスルーを起こすことに繋がる。

両政府は、エネルギー・インフラ分野における効率的な技術やプロジェクトを念入りに検討することが重要である。両協議会は両政府に対し、プルーブな技術の社会実装を加速するため、以下の取り組みを推進するよう提言する。

- 送電を含むエネルギー・インフラ分野における効率性の向上、限られた資源の活用、先進的で強靱なインフラ構築促進のため、デジタル技術を導入すること
- AI・IoT 技術を活用した水素・CO₂等のバリューチェーン自体の脱炭素化と送電網によるエネルギー管理の最適化を促進すること
- 回収した CO₂を活用したビジネスモデル構築を推進し、e-メタン/合成天然ガスをソリューションとする CO₂循環型経済を創出することで、カーボンニュートラルや脱炭素化に向けた重要な柱の一つである CO₂バリューチェーンを確立すること
- 戦略的物質となった蓄電池の相互認証の実現に協力すること。蓄電池は再生可能エネルギーの間欠性の克服にも貢献可能
- 再生可能エネルギーや蓄電池の普及拡大に貢献する、クリティカルミネラルの安全で持続可能なサプライチェーンを確保すること。両協議会は、重要鉱物サプライチェーンの安定化を図るための「鉱物安全保障パートナーシップ (MSP)」の尽力を認識する。また、産業界は、クリティカルミネラルの使用量を低減できる技術や製品の開発に対する政府支援を必要としている
- 安全基準を満たすプルーブな新設・既設の原子力発電所、革新炉及び小型モジュール炉 (A/SMR)、高速炉、高温ガス炉、核融合等の原子力発電の利用を増やすこと
- 基幹インフラへのサイバー攻撃に対するサイバーセキュリティの強靱性と即応性を強化するため、民間セクターとの議論を踏まえたリスクベースの基準を策定すること。日米は、G7、東南アジア、またグローバル・サウスと言われる国々において、耐量子計算機暗号(PQC)や量子鍵配送(QKD)に代表される基幹インフラのサイバーセキュリティ強化を率先して推進すべき
- 日米やその他の国々における脱炭素に貢献するプルーブな技術やプロジェクトに補助金を支給し、ソリューションの社会実装を拡大できるようにすること

4. 自由で開かれたインド太平洋の実現に向けた東南アジア諸国との協力

両協議会は、インド太平洋地域に繁栄と安全をもたらす自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) を実現するために、インド太平洋地域における日本、米国、東南アジア諸国の協力が不可欠であると認識する。

東南アジア諸国は、急速な経済成長を維持するためにインフラ整備を必要としている。これについて、一律にプロジェクトへ投資するだけでは不十分であり、力強く持続可能でバランスの取れた成長を支え、かつ強靱性を高めるために、質の高いインフラ投資を推進しなければならない。

東南アジアは経済成長や人口増加が著しい地域の一つであり、莫大なエネルギー供給が必要である。米国産 LNG と日本の脱炭素技術は、当該地域におけるエネルギーのトリレンマ (1.エネルギー安全保障の確保、2.安価でクリーンなエネルギーへの公平なアクセス、3.持続可能な地球環境の実現)の解決に貢献できる。

東南アジア全域では、プラスチックの使用量が急増しており、環境に対する大きな課題となっている。東アジア・ASEAN経済研究センターの調査によれば、日米は、環境保護と150万人以上の雇用創出を両立させる循環型経済(サーキュラーエコノミー)の実践に向けたこれらの国々の取り組みを支援する上で、大きな役割を果たすことができる。

両協議会は、日米両政府に対し、以下の支援を要請する。

- アジア・ゼロ・エミッション共同体 (AZEC) のような多国間イニシアティブを通じて、東南アジア諸国との日米協力を拡大すること。この協力によって、既設の石炭火力発電所に CO₂回収装置を設置して脱炭素化、また既存の石炭火力発電所を持続可能な形で LNG 焚発電所に転換し、CO₂回収装置も併設することでさらに脱炭素化を進め、最終的にはより少ない改修費用で水素・アンモニア焚発電所への移行が実現できる。また、平行して再生可能エネルギーの持続可能な利用のための蓄電池の普及も可能
- 太平洋地域におけるインド太平洋経済枠組み (IPEF) の「クリーン経済」の柱を通じて、低炭素・クリーンエネルギー技術開発の加速を支援すること。同時に「サプライチェーン」の柱を活用し、エネルギーインフラ設備と重要鉱物のサプライチェーン、および航行の自由を確保すること
- 東南アジア諸国の経済発展のために必要な、クリーンで、安価で、安定した送電網とエネルギー資源を開発できるように、日米と東南アジア間の人材教育、技術支援、技術移転を増やすこと
- 日米両政府が確立した官民対話のための既存の枠組みを活用し、地域内の民間エネルギー・インフラ事業プロジェクトを支援すること。これには、民間企業へのビジネスマッチング機会の提供、民間投資の促進、東南アジア諸国における規制緩和等、様々な形態が考えられる
- 循環型経済のアプローチを採用すること。本アプローチによって、天然資源の採取を可能な限り削減し、それら資源をより効率的に使用する等、CO₂排出や天然資源の持続可能な利用といった重要な環境問題の解決に向けてシナジーを発揮できる。さらに本アプローチは、製品やサービスのライフサイクル全体を通して価値を最大化できる
- 「循環型経済と資源効率の原則(CEREP)」やライフサイクルアセスメント(LCA)ツールなどの共通原則を開発すること。これら原則やツールは、さまざまな代替策の循環性や環境への影響を評価し、さらに、従来の直線的な資源の「入手・生産・廃棄」というあり方を再考して、資源の価値と利用を最大化する新しい流れを採用することで、廃棄物管理としての廃棄物のヒエラルキー(Waste Hierarchy)を支援する。循環性の評価方法は、企業の競争力に大きな影響を与えるため、各業界の特性を考慮する必要がある
- 日米の開発資金等の利用可能なチャンネルを通じて廃棄物管理への投資を拡大し、インド太平洋地域の発展途上国における廃プラスチックの(原料としての) 経済的価値を創出すること

- 東南アジアの政策立案者が、拡大生産者責任(EPR)とそれを支える規制の採用を含む、循環型経済のためのロードマップ策定、実施を支援すること
- 循環型経済に関するより良い政策立案を可能にするための能力構築や技術支援を提供すること。例えば、循環型素材のより広範な採用を促進する金銭的インセンティブと義務の活用が考えられる
- 東南アジアの開発途上国のさまざまな事情を考慮した、より適切なリサイクル技術への投資を奨励すること
- 2050年までにカーボンニュートラル社会を達成するための「全活用戦略 (all-of-the-above)」の解決策のひとつとして CCS、水素および低炭素排出燃料の役割についての世論の支持を増加させ、新しい低炭素ソリューションに関する一般の認識を高めること



U.S. Chamber of Commerce
International Affairs

U.S.-Japan
Business Council

JUBC
Japan-U.S.
Business Council

Financial Services



日米経済協議会および米日経済協議会(以下「両協議会」)の金融サービス分科会は、「健全な金融システムの維持」、「持続可能な社会の実現」、「金融における国際連携の推進」、「デジタル金融イノベーションの促進」、「明るい未来社会の確保」の5つの分野における共同行動計画を承認した。

1. 健全な金融システムの維持

公平な競争環境

両協議会は、既存事業者と新規参入者の双方による金融商品・サービスのイノベーションと健全な導入を歓迎している。同時に、伝統的な金融商品と新たな金融商品の間、伝統的な金融機関と新たなテクノロジー企業との境界はますます曖昧となっている。重要なことは、特定の活動や商品を提供する主体の性質ではなく、当該活動・商品から生じる潜在的なリスクに焦点を当て、金融市場において類似した特定のリスクに対処するために策定された規制を、類似した全ての提供主体に適用することである。政策立案者は、これらの原則を遵守するにあたり必要な見直しを十分に考慮すべきである。そうすることにより、顧客保護の強化、金融システムの安定性の維持、そして金融における継続的な競争とイノベーションの促進が実現する。

規則の一貫性

各国政府は、戦略、環境、技術の側面から、国際標準やベストプラクティスが確立される前に行動するよう動機付けられており、それによって金融サービスにおける規制の分断が進展している。こうした状況において重要なことは、日米両国政府が、適切な政策や規制、すなわち、両国間で調和され、グローバルな整合性と地域における妥当性との適度なバランスを保ち、かつ、証拠に基づき成果を重視する形で政策や規制を構築するよう連携し、金融規制の一貫性を追求することである。両協議会は、米国・EU間の取り組みを参考に二国間の金融サービス規制協議の枠組みを設立することを推奨する。当該枠組みは、国境を越える金融サービスに対する両国の政策や規制の潜在的な影響について議論したり、規制上の相互承認、あるいは、準用の対象となり得る金融サービス・商品を特定し、合意を模索する取り組みを促進したりするため、二国間において規制に関する公式な対話を行うものである。

バーゼルIII最終化

2017年12月にバーゼル銀行監督委員会(BCBS)で合意されたバーゼルIIIの最終規則は、各国の金融規制当局において既に導入されているか、または施行に向けた検討が進められている。両協議会は、最終規則が、銀行の業務を過度に制限することなく、同時に公平な競争環境を確保するものとなるよう、国際合意の趣旨や時間軸に調和した形で各国に導入されることの重要性を強調する。

2. 持続可能な社会の実現

金融機関の取組みに対する適切な評価

トランジションファイナンスは、G7 プーリアサミットにおいて改めて重要性が認識されるなど、その意義に対する国際的な理解が深まっている。金融機関は、持続可能な経済社会の実現のため、トランジションファイナンス等を通じて、企業の脱炭素化に向けた取組みを支援することが期待されている。

両国政府は、金融機関がトランジションを必要とするセクターに対して円滑に資金を供給できるよう、トランジションに向けた金融機関の取組みを適切に評価する枠組み（ファイナンス・エミッションの測定・開示に関する手法を含む）の検討に協力すべきである。

ブレンデッドファイナンスの推進

グリーントランスフォーメーション（GX）の実現に向けて、民間投資をさらに喚起するためには、国際開発金融機関や輸出入銀行、支援プログラムなどを含む公的機関が、民間によって完全にはカバーされないリスクを引き受ける手法を通じて、ブレンデッドファイナンスの枠組みを確立することが極めて重要である。両国政府は、G20 でその重要性が確認されたことを踏まえ、ブレンデッドファイナンスの普及に向けた国際的な枠組みを強化するために協力する必要がある。こうした観点から両協議会は、GX 推進機構による債務保証の提供を含めた GX への民間投資の喚起策や、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）を通じて、新興国の脱炭素化に向けたブレンデッドファイナンスの提供を含む支援等の、日本政府による取組みを支持する。

報告並びに開示

2024 年の G7 財務大臣・中央銀行総裁会議は、サステナビリティに関する報告および気候関連開示に関する国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の基準を歓迎し、国際的に相互運用可能なサステナビリティ関連開示に関するフレームワークの重要性を再確認した。両国の金融規制当局は、報告と開示の基準が、どのようにサステナブルファイナンスの取組みや気候変動に係るリスクと機会に関するトピックに貢献するか検討するため、官民対話に取り組むべきである。その目的は、投資家にとっての透明性の高い十分な情報に基づく意思決定に対するニーズと、金融機関や報告主体にとっての柔軟性を保持する必要性とのバランスが取れた、世界的に調和された報告・開示の枠組みの構築とすべきである。両国政府は、こうした基準が信頼でき、説明責任を果たし、そしてグリーンウォッシュを回避するものとなるよう、協力すべきである。

中小企業の支援

中小企業は我々の経済の根幹をなし、雇用、納税、イノベーション、強靭性に大きく寄与している。しかしながら、地政学的なストレス、エネルギー転換、デジタルトランスフォーメーション、市場ボラティリティ、その結果としての規制の分断が生じていることで、中小企業には持続不可能な負担が生じている。両国政府は、中小企業の資金調達手法を多様化し適応させていくことを引き続き優先すべきである。また、両協議会は日本政府の、事業の可能性に焦点を当てて中小企業向け融資を促進する新たな法律を歓迎する。また、両協議会は、ネットゼロに向けた中小企業の認識を高め、その取組みの着手と継続に必要なツールを提供する、非金融的な支援も重要であると考えている。

プロテクションギャップ

気候変動に伴う自然災害の激甚化、頻発化により、我々の金融システムの強靭性が試されている。とりわけ、災害が頻発する地域における自然災害のプロテクションギャップ、すなわち災害による総経済損失額と保険によってカバーされる金額の差額は、2024 年の G7 財務大臣・中央銀行総裁会議でも確認された通り、両国共通の大きな課題である。両協議会は、自然災害が社会にもたらす経済的損失の縮小や、保険等によるリスク移転の促進など、官民をはじめとするマルチステークホルダーによる、プロテクションギャップ縮小に向けた取組みを支持する。

3. 金融における国際連携の推進

日米の協力強化

両協議会は、2024年4月の日本の首相の公式訪米時に公表された通り、両国の資本市場の統合について議論し、潜在的で鍵となる規制の見直しを特定するため、両国政府が、それぞれの金融セクターや規制当局を含む円卓会議の設置を目指すことを歓迎する。

新興国支援

両協議会は、両国政府による新興国の持続可能な成長に向けた支援を評価する。グローバル・インフラ投資パートナーシップ (PGII) や質の高いインフラ投資に関する G20 原則などの取り組みは、新興国のインフラ開発需要を満たすために重要な役割を果たす。両協議会は、これらの取り組みが民間セクターの視点と参画を含むものであることを歓迎する。両協議会は、新興国への民間投資を加速させるために、第2章で言及されたサステナブルファイナンスやブレンデッドファイナンスが重要であると考えのほか、両国政府に対し、ウクライナなど戦争の影響を受けている特定の地域の復興を促進するため、政治的リスクに関する保険プレミアムのコスト削減や借入コストの低減に協力して取り組むよう促す。加えて、バーゼルⅢ資本規制の国際的な解釈と各国の規制との調整、開発銀行と金融機関の専門知識の共有、書類の効率化と契約の標準化を進めることにより、国際開発金融機関や関連組織と連携したインフラ投資への民間資本の投入に向けた重大な障壁が引き下げられるであろう。

さらに、両協議会は、各々の政府に対して、新興国経済における債務危機の発生を防止する措置を講じるよう要請する。債務危機は、発展を妨げるだけでなく、世界中の金融市場の不安定性を増大させる。

経済安全保障

両協議会は、金融が重要インフラセクターであり、安全かつ持続的なサービスを提供するために、官民が協力してサイバーセキュリティ等の安全性の確保に取り組む必要性を理解している。両国政府は、経済安全保障に係る制度の検討にあたり、自由な経済活動を阻害しないよう配慮しつつ、国家の安全を確保するよう、適切に連携すべきである。

さらに、両国政府は、金融制裁の対象の増加や複雑性の高まりによって国境を越えた資金移動が妨げられ金融機関の予測可能性が低下している状況を踏まえ、制裁の効果を高めつつ、金融機関の抵触リスクを軽減するために、官民の緊密なコミュニケーションを実施すべきである。

4. デジタル金融イノベーションの促進

中央銀行デジタル通貨 (CBDC) を含むデジタル金融イノベーション

両協議会は、デジタル金融イノベーションを促進するための規制上および運用上の問題を解消するための両国政府の継続的な努力の重要性を認識する。特にデジタル資産が出現するなか、両国の金融規制当局が法的枠組みの整備を続ける際には、イノベーションと、金融の安定および顧客保護の両立を図るため、この分野におけるタイムリーかつ明確で統合されたガイダンスを市場参加者に提供することが極めて重要である。

両協議会は、両国政府および中央銀行が、CBDCに係る政策を検討していることを評価する。両協議会は、プロジェクトアゴラのような、トークン化預金とホールセール CBDC の活用を目指す国際的な取り組みを注視するとともに、リテール CBDC に関して、両政府に対し、既存の決済システムに欠陥があるか、また、欠陥に対してリテール CBDC が民間の代替システムよりも有効に対処可能かを特定することによって、その必要性を評価するよう推奨する。

データコネクティビティ

両協議会は、金融サービスにおけるデータコネクティビティの重要性を再確認し、両政府に対してデジタル経済における高度な規制を追求するよう求める。両協議会は両国政府に対し、国境を越えた自由なデータ流通に対する支援へのコミットメントを再確認し、新たに設置された専門家コミュニティを通じたものを含む「信頼性のある自由なデータ流通 (DFFT)」を進展させたり、デジタル貿易交渉を前進させることの重要性を提唱したりする OECD の取り組みを積極的に促進するよう要請する。

AI/生成AI

生成 AI に対する世界的な関心が高まり続けていることを踏まえ、両協議会は、G7 において合意された広島 AI プロセスの開始や、両国政府それぞれにおける AI の安全性評価に取り組むための AI 安全性研究所の設立といった、信頼性のある AI システムの拡大に向けた国際的な取り組みの進展を歓迎する。両政府は、これらの枠組みを通じて、AI の活用に係る各種制度・ガイドライン、および、付随するリスクに対処するための政策に関する国際的な議論を主導し、イノベーションの停滞やリスクの増加を招く規制の重複・相反を避けるため、AI 特有の規制が既存の金融規制を補完し、整合的となるようにすべきである。また、両協議会は、両国政府が、AI の開発・活用に向けて必要な人材の育成に注力することを推奨する。

5. 明るい未来社会の確保

個人金融資産と国際金融センターとしての日本

両協議会は、税制上のインセンティブや補助金などを通じて、十分な個人資産形成を支援する政策手段の必要性や、個人が自らの資産管理においてより能動的な役割を担うための金融リテラシーの重要性を強調する。こうした観点から、両協議会は、両国政府に対し、特に社会的弱者や若者のため、個人の金融資産形成に対するインセンティブの充実や金融リテラシーの向上における官民の連携強化を推奨する。

デフレから脱却しつつある日本経済にとって、貯蓄から投資への転換は得るものが多く、国内における資産の循環も促進する。両協議会は、個人の金融資産形成を支援し、また、世界とアジアの金融センターとしての日本の地位を確立することを企図する、日本政府の「資産運用立国実現プラン」を支持する。当該施策には、国内外の資産運用会社の新規参入と業界内の競争の促進、資産運用会社とアセットオーナーのガバナンス改革や、情報発信と対話の強化が含まれる。また、両協議会は、個人投資家の資産所得倍増と、コーポレートガバナンス改革に向けた日本政府の取り組みを歓迎する。

保険

両協議会は、両国政府に対して、長期の保険商品・貯蓄商品を引き続き広く利用可能にすることを含め、保険業界が拡大する消費者の金融ニーズを満たせるようにすることを推奨する。規制当局に対しては、保険業界が顧客にとって十分な補償範囲を確保しつつ、変化する顧客ニーズを満たす、より革新的な保険商品を適切に提供するよう促すことを勧奨する。また、両協議会は、両国政府が、世界、国、地域レベルで保険会社に適切な資本基準を設定するよう提言する。

海外直接投資(FDI)の促進

両協議会は、日本政府が、内閣府に設置された「対日直接投資推進室」や経済産業省が実施する複数の取り組みを通じて、対日直接投資を拡大させるための努力を大幅に強化していることを歓迎する。これは、対日直接投資を促進するための政府戦略の一部である。加えて、日本は、過去 5 年間に亘って最大の対米投資国であり、米国の経済成長や雇用創出に貢献してきた。両協議会は、双方向の直接投資を促進することで、両国の企業セクターと投資家に相互に利益を得る機会が提供されると確信している。

両国間の直接投資の促進にあたり、客観的に行われるべき外国投資の審査プロセスを政治的に利用しようとする試みには懸念がある。日米両国は欠くことのできない同盟国であり、互いに最大の対外投資国である。両国経済間の深い結びつきは、何百万人もの雇用を支え、地域社会を豊かにし、集団的な国家安全保障を強化している。



U.S. Chamber of Commerce
International Affairs

U.S.-Japan
Business Council



Healthcare Innovation

COVID-19のパンデミック中に実施された緊急対応や経済的な調整は収束する一方で、現在および将来の健康課題に対処するためのヘルスケア・イノベーションへの継続的な投資は依然として極めて重要である。COVID-19のパンデミックは、規制政策やデジタル・ソリューションのアジリティから、ヘルスケアインフラの強化、革新的なワクチンや治療法の研究開発への投資まで、変革的な技術進歩と健康に関する新たな考え方の重要性を明らかにした。日米両国はライフサイエンス分野で歴史的なリーダーシップを発揮してきたにもかかわらず、大きな課題に直面している。例えば、イノベーションや患者経験、長期的なアウトカムの価値を反映しない価格設定、薬価制度の頻繁な見直し、毎年実施されている特許医薬品の薬価改定は、日本の市場を予測不可能にし、イノベーションの推進を阻害している。この流れを変えるため、近年、日本はいくつかの前向きな措置を講じているが、日本におけるバイオ医薬品に対する研究開発投資の顕著な減少と、アンメットメディカルニーズに対する革新的な医薬品が患者にタイムリーに届かないドラッグ・ラグの再来を打破するためには、さらなる取り組みが必要である。同様に、米国の新たな価格抑制政策は、患者にとっての経済的な懸念に十分に対処することなく、すでに医療ソリューションの開発と利用可能性を毀損している。さらに、知的財産保護を弱める圧力が世界的に続いており、両政府がイノベーションのための知的財産保護を引き続き強化することが重要である。

今年4月、ジョー・バイデン大統領と岸田文雄首相は、医療とバイオテクノロジーに関する日米協力の拡大に合意した。米日経済協議会および日米経済協議会（以下、両協議会）は、両政府が共通の課題と機会に取り組むことを目指し、新たにバイオテクノロジーのイノベーションとヘルスケアに関する対話を民間の意見も取り入れながら開始することを表明したことを称賛する。両協議会のこれまでの提言に沿って、私たちはこの新たな官民対話を歓迎し、産業競争力を高め、イノベーションの障壁に取り組む重要な機会であると認識している。

この新たな対話を最大限に成功させるため、両協議会は各国政府に対し、民間との協議を通じて特定した強固なアジェンダを採用し、具体的な成果とイノベーションの障壁に対する現実的な解決策を得ることを目的とし、5年間にわたって民間が関与する機会を頻繁に設けることを奨励する。この点に関して、対話の構成を次のようにすることを提案する。

- 政府のみの会議の前に、特定のトピックについて民間からコメントを募る（連邦官報のプロセスなどを通じて）。
- 正式な会議の合間に行われる、民間主催のパネルディスカッションやサイドイベントを歓迎し、適宜

参加する。

- 年次レビュー・プロセスを通じて、対話の進捗と結果を評価し、公表する。
- 政策努力をサポートする民間の諮問委員会の設立を支援する。

両協議会は、以下の柱を含む、明確で客観的なアジェンダを採用することを奨励する。

1. ヘルスケア・イノベーションへの投資

対話には、ヘルスケア・イノベーションを支援する投資を可能にするベストプラクティスに関する意見交換を含めるべきである。ヘルスケア・イノベーション・エコシステムのあらゆる部分にわたって意欲的な取り組みを支援するために、省庁横断的な新たな総合戦略が必要である。民間は、戦略に組み込むべきターゲットや政策アプローチに関する定期的な協議やガイダンス、また他国の同様の取り組みから学んだ教訓を提供することができる。

2. 患者のイノベーションへのタイムリーなアクセス

日本では現在、革新的医薬品の半数が毎年価格の引き下げを受けており、さらに医薬品の価格は大幅に繰り返し引き下げられる可能性がある。これは投資意欲を減退させ、重大な経営上の不確実性をもたらす。官民対話では、一部の医薬品が日本で開発・発売されていないために革新的な医薬品への患者アクセスが減少する要因に対処し、改革の具体的な提案に関する有意義な意見交換をすべきである。日本に対して、両協議会は、政府が掲げるバイオ医薬品エコシステムの強化とイノベーションの促進という目標に照らし、中間年改定のあり方を検討するよう政府に要請する。現在の費用対効果評価制度には、新たなヘルス・イノベーションがもたらす二次的な経済効果や、ヘルス・ベネフィットによる生産性の向上、保健分野が経済に与える影響などを考慮していないなどの課題がある。この制度の拡大は、新薬や新しい治療法へのタイムリーな患者アクセスに大きな悪影響を及ぼす可能性がある。米国では、価格設定の予期せぬ結果がすでに次世代の医療や治療法の開発に悪影響を及ぼしており、両協議会は政府に対し、イノベーションに対する既存の市場原理に基づくインセンティブを維持するための措置を講じるよう推奨する。

3. サプライチェーン強靱化と経済安全保障

両協議会は、この対話に、規制の透明性と適正手続きの改善、規制の不均衡の是正、サプライチェーン統合のコストを増大させ企業の市場参入を困難にするその他の関税・非関税障壁への対処を含む、サプライチェーン強靱化を促進するための日米のパートナーシップ強化の機会に関する具体的な議論を含めることを奨励する。

4. デジタルヘルスパートナーシップ

両協議会は、新たな官民対話を活用して、遠隔医療と遠隔介護、デジタルセラピューティクス、人工知能、国境を越えたデータフローとプライバシーに関するベストプラクティスの共有、および患者がこれらのテクノロジーにアクセスできるようにするための規制ルートの確立を目的とした、デジタルヘルスに関する米国と日本のパートナーシップを設計および開始することを奨励す

る。

これらの対話の柱に加えて、両協議会は政府に対し、以下の政策提言を検討するよう求める。

ヘルスケア・イノベーションとその評価

- 両国対象：研究開発、規制環境、償還制度を整備・改善し、市場への継続的な投資を促進する。新たな医薬品や医療機器に関連する科学技術の飛躍的な進歩を踏まえ、規制や薬価制度を改革する。
- 両国対象：高水準の知的財産制度の導入、施行を奨励する。バイオ医薬品研究への投資を促進し、日米に加えて世界の研究提携に不可欠な知的財産保護の侵害を抑制する。
- 両国対象：再生医療、細胞医療、遺伝子治療等の革新的な治療法や、プログラム医療機器（SaMD）等のデジタル治療法の開発を促進するために、イノベーションの価値を反映できる価格算定制度を導入する。
- 両国対象：医療技術評価（HTA）の導入において少なくとも社会経済的価値、患者アクセスと医師の選択の重要性を含めることを保障する。
- 両国対象：2022年インフレ抑制法に規定された低分子医薬品や希少疾病用医薬品の開発や安定供給、上市後の適応追加を阻害する条項や、日本における医療機器や革新的医薬品の開発と安定供給を阻害する条項を含め、イノベーション創出と患者アクセスを阻害する価格抑制政策を撤廃する。
- 両国対象：ゲノム医療をめぐる教育、アクセス環境、臨床導入のベストプラクティスを共有し、協力する。
- 日本国対象：「創薬力の向上により国民に最新の医薬品を迅速に届けるための構想会議」中間取りまとめを踏まえ設置される外資系企業を含む官民協議会を最大限活用し、「経済財政運営と改革の基本方針2024（骨太方針2024）」に記載されているように、日本が創薬能力を強化し、世界のバイオ医薬品イノベーションエコシステムで重要な役割を果たすための包括的な国家戦略を策定できるようにするために必要な目標、行動、KPIを特定する。
- 日本国対象：日本における治療法やワクチンの上市の遅れや損失を解決するために、規制をグローバルスタンダードに調和させ、リアルワールドエビデンスの活用を可能とする等の規制改革を継続する。日本固有の規制を排除し、それが狙い通りに実施されていることを確認するために、定期的に検証する。
- 日本国対象：治療の臨床効果だけでなく、医療制度全体に影響を及ぼす社会的、経済的な利益等、治療から得られる多様な価値を考慮した価格算定制度を推進する。
- 日本国対象：他のG7諸国と同様に、特許期間中の新薬を薬価改定（中間年を含む）および市場拡大再算定の対象から除外する。
- 日本国対象：主観的で負担の大きい透明性に関するペナルティなしに新薬に公正かつ適正な価値が与えられるようにするため、類似薬がない革新的製品のための新しい算定方法を作成する。
- 日本国対象：ヘルスケア分野に影響を与えるルールの策定に関して、業界を含む関係者が意見を述べるための定期的かつ有意義な機会を提供する。あるいは、度重なる薬価制度の変更や薬価交渉過程における企業側の交渉の余地が少ないことによるビジネスの予見性低下といった現行の課題に対応す

る。

- 日本国対象：革新的な医療機器を日本で引き続き使用できるようにするため、各国の医療制度やビジネス環境の違いを考慮せずに医療機器の価格を比較する外国平均価格調整制度を廃止する。
- 日本国対象：医療機器のクラス分類を見直す場合は、産業界と緊密に連携し、いかなる変更もイノベーションを毀損しないようにする。
- 日本国対象：画期的な医療技術の費用対効果評価の実施において、利用可能な公表済みエビデンス、価値に基づくヘルスケア/調達ガイドライン、国際的に認められている費用対効果モデリングが確実に考慮されるようにする。価値決定の際にベネフィットの閾値の機械的な使用を避け、イノベーションの参入障壁を取り除く。費用対効果評価では、新たなヘルス・イノベーションによってもたらされる二次的な経済効果、ヘルス・ベネフィットによる生産性の向上、保健分野が経済に与える影響も考慮する必要がある。
- 日本国対象：スクリーニング、予防、標的治療は長期的には医療費削減につながるため、がんや希少疾患などの疾患の診断やスクリーニング検査への早期アクセスを提供する。
- 米国対象：すべての医師が患者に最も適切な医薬品を投与できるようにするため、医療費抑制政策の予期せぬ影響に対処する。

デジタルトランスフォーメーション

- 両国対象：政府の強力なリーダーシップと十分な支援により、医療における迅速かつ効果的なデジタル化を推進する。
- 両国対象：データ収集と医師・患者の相互連携の支援により、革新的な治療法の開発費削減や健康改善に資する新たなデジタルヘルス政策の策定と実施における日米規制当局間の連携を促進する。ヘルスデータプラットフォームは、収集されたヘルスデータの二次利用を考慮して設計する必要があり、医療分野の研究開発に使用され得る。
- 両国対象：診断、治療計画、治療、患者フォローアップ、患者データ管理にわたる総合的なケアを支援するため、適切な保護と有意義なインセンティブにより、HL7/FHIR等の国際標準を用いた相互接続・相互運用可能な情報プラットフォーム（それによって個人が自身のヘルスデータにアクセスできる）の開発・利活用を促進する。
- 両国対象：非識別化ヘルスケアデータの共有を加速するため、プライバシー、情報保護、反差別を含む倫理的、法的、社会的問題（ELSI）に対処する。エビデンスに基づく治療ソリューションおよび政策決定を推進する上で、仮名医療情報の自発的な共有により達成できる医療の進展に対する理解醸成に資する活動を実施する。
- 両国対象：研究者と臨床医が協力し、日米間でベストプラクティスを共有することにより、新規の標的や治療法の発見を可能にし、ゲノム/マルチオミクスデータの医療システムへの統合を促進するために、適切なプライバシー保護を維持しながら、データ共有メカニズムの障壁に対処する。
- 両国対象：試験参加者の利便性のための医療機関訪問とリモートのハイブリッド環境の整備により、分散型臨床試験（DCT）の適用をさらに促進する。
- 両国対象：サイバー攻撃やデータ侵入からの保護、患者の安全確保、企業のリスク最小化といったサ

イバーセキュリティリスク管理における日米の規制当局間の連携を促進する。

- 両国対象：在宅で利用できる遠隔医療など、多様な治療手段の活用を促進する。
- 日本国対象：ヘルスケアデータ基盤の構築と、個人の権利・利益保護の上で企業によるヘルスケアデータの利活用を可能とする法制度を含む包括的なヘルスケアデータ政策を実施する。
- 日本国対象：ヘルスケア業界が患者や一般市民に医薬品や医療機器に関する必要な情報を適切に提供できるデジタルの仕組みを構築する。
- 日本国対象：医薬品・医療機器のトレーサビリティのためのデータプラットフォームの構築を支援する。

経済安全保障・レジリエンスの強化

- 両国対象：多様で強靱なサプライチェーンを強化する経済安全保障政策を推進し、信頼できるパートナーとの貿易を促進する。
- 両国対象：患者にとってのタイムリーかつ公平なアクセスと、医薬品・医療機器を含む製品の安定供給のため、日米間の提携を通じてグローバル・サプライチェーンを強化し、製品に対する不当な貿易障壁の撤廃を支援する。
- 両国対象：日米の技術力・産業競争力強化のため、先端医療技術の研究開発への投資を強化する。
- 両国対象：医療機器・技術の安定供給と産業育成の視点から、部品・材料・製造技術に関する日米の互恵的な協力関係を強化するためのイニシアチブを確立する。
- 両国対象：日米間の感染症対策や災害対策等の支援、抗菌薬・ワクチンの研究開発に対する市場インセンティブ制度を確立し、薬剤耐性（AMR）対策を推進する。
- 両国対象：緊急時の製造拠点の移転や承認事項一部変更承認申請等において、サプライチェーン強靱化に資する規制当局の迅速な審査手続きを確立する。サプライチェーン強靱化に資するその他のイニシアチブを検討する。
- 両国対象：サプライチェーン・マネジメントを向上させるため、日米間でGMP（Good Manufacturing Practice）に関する相互認証協定（MRA）を締結する。
- 両国対象：パンデミックや季節性疾患、風土病に対して経済と社会のレジリエンスを維持するためにはワクチンの高い普及率が不可欠であることを理解し、科学的根拠に基づくワクチン接種促進政策と啓発活動を採用・強化する。
- 両国対象：バランスの取れた食事、運動、十分な睡眠など、基本的な健康ソリューションのエビデンスに基づく健康上の利点を認識し啓発する。高齢化社会における健康長寿のための一次疾患予防を強化する。



U.S. Chamber of Commerce
International Affairs

U.S.-Japan
Business Council



Travel, Tourism and Transportation



本年、日本と米国は相互往来の回復と発展を目指し、両国にとって初めて「日米観光交流年」を立ち上げ、取り組みを進めている。こうした両国政府の経済的協力と相互理解の強化により、観光客数はパンデミック前の水準へ着実に回復を遂げている。一方で、旅行、観光、交通産業は、この急増する需要に応えるために労働力と資本投資の拡充に努めているが、大きな政策課題に直面している。これらには、労働力不足や、両国の相互交流の活性化に関する課題が多く含まれている。

日米経済協議会および米日経済協議会(以下「両協議会」)は、旅行、観光、交通業界が経済面と環境面の両立を図り、持続可能な成長を遂げるために、官民連携の重要性を認識している。両協議会は、両国政府に対し、これらの業界が地域社会を繋ぎ、産業や雇用の創出を通じて、社会の発展と成長を促進できるよう、以下の措置を講じることを奨励する。

1. 観光の高付加価値化と人材不足への対応: 人材不足に対応するための幅広い解決策を取り入れる。

両国政府は、賃金の引き上げ、デジタル化の推進、ドライバーや観光業の専門家に求められる資格の見直しなど、あらゆる手段を活用し、これらの業界が増大する需要に応えるための労働力と資本を確保できるようにすべきである。

2. 相互交流を活性化するための取り組み: 日本から米国への旅行者に対する事前審査の導入や、パスポート取得・更新のためのインセンティブの提供など、セキュリティや移民手続きに関する協力的な協定を通じて、往来の障壁を減らす。また、両国の交流を担う次世代リーダー育成の取り組みを促進する。

両協議会は、日本が米国の事前入国審査である、「グローバル・エントリー・プログラム」の本格稼働に向け合意し、取り組みが進められていることを支持する。この流れを維持するために、さらなる取り組みを通じて日米間の交流を促進するよう両国政府に要請する。例えば、日本の空港における事前審査施設の設置などが考えられる。

3. 旅行・観光・交通における持続可能性の追求: SAF(持続可能な航空燃料)、ドローン・空飛ぶクルマ、自動運転を支援するための長期的で予見可能性の高い政策を提供する。

カーボンニュートラルの目標達成に向け、デジタルや低炭素化等の先端技術の開発・研究支援や、地域の実状に応じた多様な技術の追求に向けた支援を期待する。米国における、SAFブレンダー・クレジットやミネソタ州のSAFハブのような取り組みを通じて、産業の未来を守るために必要な野心的な脱炭素化目標を達成できるよう、予見可能で長期的な政策支援が提供されるべきである。

4. 感染症や自然災害などの有事に向けた旅行、観光、交通業界の取り組み: 気候変動へのレジリエンスを高め、感染症、自然災害への防災・減災対策を促進し、将来の危機を抑制する。

2024年7月の世界的なIT障害、2023年ハワイ島における山火事、2024年1月能登半島地震など旅行、観光、交通産業は災害への脆弱性を抱えている。両国政府は、災害発生時の被害を最小限にとどめ、社会経済活動を維持するために、将来の災害に備えた防災まちづくりや、社会機能の強靱化への取り組みを政府、産業界一体となって講じるべきである。

1. 観光の高付加価値化と人材不足への対応

旅行、観光、交通産業のさらなる拡大には、「消費額拡大」、「滞在の長期化」、「地方誘客促進」による質の向上が不可欠である。歴史・文化・自然・食などの資源や産業の拡大、新たな顧客体験の提供が求められる。両協議会は、各種プロモーションやデジタルマーケティング技術の活用により、旅行先としての認知度を高め、地域や都市の魅力を発信する取り組みを奨励する。両国政府には、以下の措置を講じることを提案する。

1.1 新たな需要の創出と需要の平準化

特定の地域や期間への需要の集中は、サービスの質や旅行者の満足度に影響を与えるだけでなく、働き手の生産性や労働環境にも悪影響を及ぼす。年間を通じた旅行需要の平準化のため、閑散期の観光需要喚起への助成、休暇の取得促進、分散化への支援が必要である。消費者の興味・関心は多様化しており、新たな地域や目的地を訪れたいという機運が高まっている。旅行、観光、交通産業は、地方自治体と連携して、目的地の分散や平準化の促進への役割を担うことが出来る。また、既存の建造物や歴史的資源を活用した観光まちづくりは、文化財の保護と、地域活性化に繋がり、今後より一層促進されるべきである。

オーバーツーリズム(観光公害)への対応に加え、観光の意義や重要性、経済効果について地域住民の理解を深め、協創することも重要である。日本は、2020年東京オリンピックの開催や2025年大阪・関西万博に向けた取り組みから、世界トップクラスのMICE目的地となるポテンシャルを有している。両協議会は、日本が海外からの訪問者を引きつけるMICE施設へのインセンティブを拡充し、地域を施設の運営に組み込むことを推奨する。また、国際観光旅客税のさらなる活用や、地域の環境改善に資する宿泊税などの新たな収入源を積極的に活用すべきである。

1.2 人材の獲得と育成に対する支援の強化

需要が急速に回復する中、コロナ禍で流出した人材が戻らずに人材不足が深刻化しており、これが事業の回復や再構築に支障をきたしている。

担い手の安定的な確保には、「働き方」、「需要変動への対応」、「多様な人材」、「イノベーション」の視点が重要である。企業が待遇や働き方の改善を行うことに加え、デジタルによる生産性の向上や、環境負荷軽減に資するイノベーションへの投資負担の軽減、規制改革による環境整備、政府、自治体による支援の在り方の見直しが必要である。また、労働ビザ要件の緩和や外国人材の戦略的誘致は、新たなイノベーションや産業競争力の強化、持続的成長に寄与する。

特に、ホテル、空港、鉄道、物流の現場ではこれらが喫緊の課題である。タクシーや公共交通機関のドライバー不足により、スムーズな移動に支障をきたし、経済的な損失が生じている。両協議会は、トラックやタクシーの人材不足への政府の取り組みを歓迎するとともに、二次交通の課題解決に向け、ライドシェアサービスに関する更なる取り組み拡大に期待をする。これらの複雑な課題の解決に向けて、省庁横断で迅速に対応することに加え、様々な業界の連携を促進するための、政府主導のコンソーシアムや官民協議のさらなる活用も必要である。

1.3 デジタルツールの推進

交通や観光に関するアプリの一元化やデジタルツールの推進は、旅行者の言語障壁の解消、地方や新たな目的地への誘客、労働生産性の向上に大きな可能性を秘めている。両協議会は、観光情報やホテル・レストランの予約サイトのアクセス性を向上させるために、ロボティクスや自動化、AIなどのデジタルソリューションの導入と活用を奨励する。

観光地や交通機関で、キャッシュレス決済が導入されることで、海外旅行者の旅行体験の向上や、人的負担が軽減される。また、旅行者の少ない地域への観光ツアーが促進され、地域経済の活性化にも繋がる。現在、日本国内で使用されているアプリは、英語に対

応していない、国際的なクレジットカードや決済手段が利用できないなどの理由で、外国人旅行者には使い勝手が悪いものもある。日本政府は、従来以上に、外国人旅行者などの国際的な視点を考慮する必要がある。

デジタルの活用を進めることで、ユーザーデータの効率的な収集や消費動向の把握などを、将来の需要拡大へと繋げることも可能である。近年、自動運転やMaaSを活用した次世代交通の普及、ドローン・空飛ぶクルマの実用化に向けた取り組みなど、データの活用や連携が拡大している。

異なる交通機関や他産業との連携を促進し、モビリティの貢献できる場の拡大を目指すとともに、移動の枠を超えた新しい価値創造と、より広範な課題解決に向けて政府と民間による新たな制度作りが必要である。これらのデータの利活用は、顧客体験の向上のみならず、AIを用いた業務プロセスデータの分析により、人材配置の適正化や生産性向上、省人化・無人化にも活用が期待される。日米両国が連携し先行的にソリューションを創出し、国際社会での牽引役となるべきである。

2. 相互交流を活性化するための取り組み

2.1 両国間の往来における障壁を緩和する

日米両国の活発な往来や人と人のつながりは、ビジネス活性化のみならず、観光客、留学生、文化的交流の促進等、中長期的な日米経済成長の礎となる。両国においては、インバウンド、アウトバウンド双方の交流を活性化する取り組みが欠かせない。そのためには、パスポート保有率向上に資する取り組み、出入国手続きの円滑化等、両国政府の様々な戦略的取り組みが重要である。

両協議会は両国政府が、米国の事前入国審査である、「グローバル・エントリー・プログラム」の本格稼働に向け合意し、取り組みが進められていることを支持する。今後「グローバル・エントリー・プログラム」の対象範囲を拡大し、アメリカ合衆国への旅行を行う日本人乗客に対する事前審査を促進することで、さらに効果的なものになることを期待している。

2.2 次世代リーダー育成に向けた取り組み

両協議会は、日米両国が緊密なつながりを育み、次世代リーダー育成を促進するという両国政府の合意を支持する。両国政府には、若者、有識者、オピニオン・リーダー、スポーツ、芸術を通じた文化交流、姉妹都市交流など、多様な交流機会の促進を期待する。国際的な人材獲得競争が激化する中で、日米の人材育成における連携は不可欠である。

特に、両国の次世代を担う学生の教育交流の強化に強く期待を寄せている。これらを促進するために、両国の政府および地方自治体は、参加者の負担を軽減する奨学金や低金利の学生ローンなどのインセンティブを整備し、多様な背景を持つ参加者が交流に参画しやすい環境を支援することが必要である。

日本から米国への留学生の数は、2000年代初頭をピークに、減少傾向が続いている。学費の高騰や為替の影響による経済的な負担から留学を断念するケースも増加しており、今後の米国留学プログラムの再生へ向け、官民一体となって対策を検討する必要がある。

また、米国において日本研究が盛んであった1970年代～00年代初頭から活躍する日本専門家の多くがシニアリーダーとなる中、現在、全米の主要な大学において日米関係を専門とする教員のポストや科目が急速に減っていることも懸念される。次世代リーダーが活躍する場の確保の一つとして、官民が連携し、喫緊に支援等の対策を検討する必要がある。日米の産業界や企業による相互のインターンシッププログラムなども交流促進の一策である。産業界も海外留学生や外国人留学生等に対する多様で公正な機会を提供し、柔軟な働き方の促進に努めるべきである。

2.3 包摂的な発展の推進

旅行・観光・交通セクターに携わる全ての人が、その民族や人種、宗教、性別、年齢その他のいかなる地位を問わず、本提言書で述べた技術やサービスの恩恵や就労の機会を享受できるような制度設計を、日米両政府に対して期待する。さらに、両国政府には、地方

の中小企業の事業機会となる観光資源の開発やベンチャー企業による取り組みへの支援を期待する。

3. 旅行・観光・交通における持続可能性の追求

両協議会は、カーボンニュートラル達成に向けた両国政府の継続的な支援に期待をしている。これには、モビリティ分野における省エネルギー技術およびプロセスの開発・研究、次世代燃料および関連技術の開発・商業化、そして先進技術を用いた次世代航空機の開発と導入が含まれる。

3.1 重要鉱物に関する二国間サプライチェーンの再構築・強化

自動車業界では、グローバルなカーボンニュートラル実現に向け、既存技術の選択肢を狭めず、地域毎の状況に応じた多様な技術の選択肢を追求することが重要である。技術を第3国へも広く普及させていくことで、日米両政府と産業界が、持続可能な取り組みの実現に寄与することが必要である。

持続可能な取り組みに向けては、重要鉱物の確保をはじめとしたサプライチェーンの再構築・強靱化も重要である。「繁栄のためのインド太平洋経済枠組み（IPEF）」等の多国間でのチャネルや日米二国間協定を通じ、サプライチェーン強靱化のための協調的な取り組みが進められている。今後も日米両政府のリーダーシップおよび、多様な低炭素化技術が真に普及するような実効性のある支援を期待する。

3.2 SAFの安定的な供給と国際競争力の確保

航空業界では、持続可能な航空燃料であるSAFが、今後、二酸化炭素排出を削減するための重要な手段である。

米国では、政府主導の施策に加え、カリフォルニア州やミネソタ州等では州独自のインセンティブを付与することで、SAFへの投資を促す動きが加速している。両協議会は、米国がSAFに関する税額控除の期間延長や、これらの研究開発を促進し、各州の取り組みがより多くの地域に拡大することを期待する。ミネソタ州のSAFハブは、政府がその調整力を活用して、民間企業や州の関係者を集め、効率的なSAFの生産と導入を進めることが可能であることを示している。日本政府にも同様の取り組みを促進することを期待する。

日本においては、新たに戦略分野国内生産促進税制が創設され、SAFの開発と利用に向けた取り組みが進められていることを支持する。一方で、国際競争力を有したSAFの供給体制を構築し、航空会社が安定的に調達できる環境を整えるためには、製造・供給側の設備投資のみならず、事業運営コストを下げる仕組み作りや、インセンティブを提供する仕組みを確立することが不可欠である。このような支援は、長期的な価格の低廉化、SAF市場での国際競争力の確保に繋がり、航空業界の持続可能性を牽引するために極めて重要である。

3.3 新たな都市交通手段としての空飛ぶクルマ・次世代エアモビリティの導入

空飛ぶクルマや次世代エアモビリティは、試験と開発の初期段階にあるが、都市間の移動を革新する可能性が日々明らかになってきている。これらは、環境負荷を軽減し、機動性の高い新たな移動手段として、観光利用のほか、道路の混雑緩和、短距離移動の負荷軽減、災害対応など、新たなビジネスモデルの創出を通じて経済成長を促進する可能性がある。両国政府は、この新技術を支援する研究開発のための補助金や、離着陸場や運航要件など安全で円滑な運航を実現するための環境整備を支援すべきである。

4. 感染症や自然災害などの有事に向けた旅行、観光、交通業界の取り組み

4.1 パンデミックからの教訓と次なる危機への備え

COVID-19や石川県能登半島、およびマウイでの自然災害の影響を振り返ると、その教訓や経験を活かして活用危機管理体制を

強化し、よりレジリエントな社会を構築することが重要である。

特に、日本においては、G7諸国と比較し、水際対策緩和に関する意思決定が大幅に遅れたことは否めない。本年7月に日本政府により策定された新たな行動計画に基づき、次なる感染症に備えるとともに、有事におけるビジネスの予測可能性を改善することを強く期待する。迅速で柔軟な対応に備え、平時から、官民のパートナーシップを強化し連携を促進することが必要である。

米国において、アメリカ商工会議所の2024年気候レジリエンシー報告書によれば、災害準備に投じた1ドルが、清掃や復旧において13ドルの投資利益を生むとされている。旅行、観光、交通産業は災害への脆弱性を抱えている。両国政府は、災害発生時の被害を最小限にとどめ、社会経済活動を維持するために、将来の災害に備えた防災まちづくりや、社会機能の強靱化への取り組みを政府、産業界一体となって講じるべきである。